

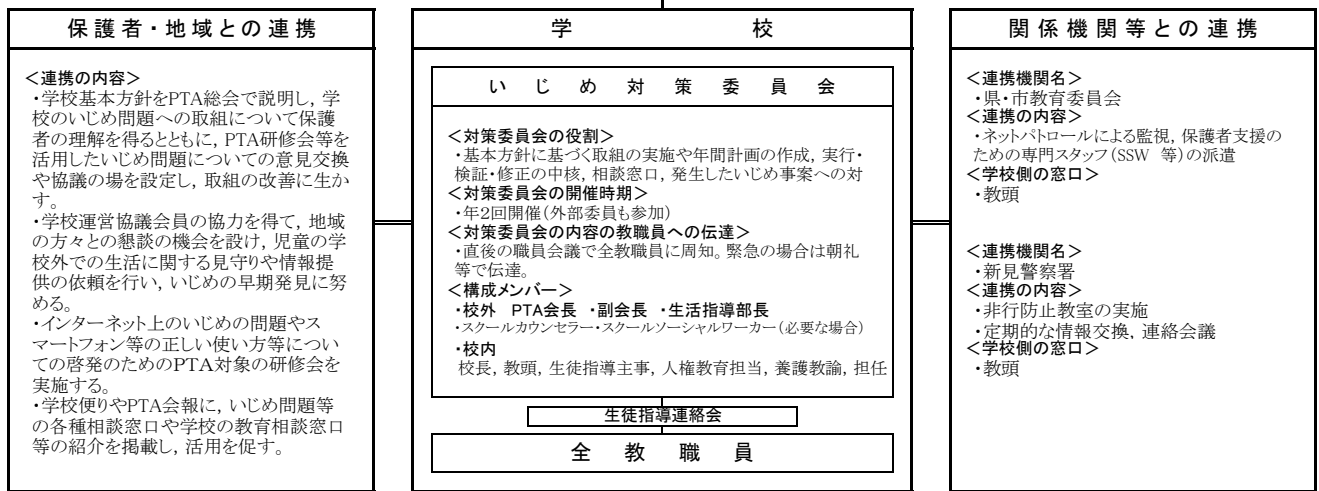
新見市立上市小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

・本校のいじめの認知件数は年間1件前後で推移している。発生は、GW明けや夏休み明けの時期に多く、友達関係に起因する児童間トラブルが原因となっている。現在、生徒指導主事を中心にいじめ問題への対応を行っているが、未然防止の取組をより強く推進するためには、他の分掌組織とも連携して学校をあげた横断的な取組を行う必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会(下図)は、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。また、児童のSNS等の利用実態調査を行い、その結果を基に、校内研修や保護者対象の講演会を実施し、児童生徒への情報モラルについての教育の推進を図る。
 ・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
 ・いじめの早期発見のために定期的にアンケートを実施し、教育相談週間の実施時期の工夫を行うとともに、得られた情報を教職員間で共有を図る。
 <重点となる取組>
 ・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を夏季休業中に実施する。
 ・「いじめについて考える週間」において、標語作りなど児童会が実施する取組を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。
 ・児童のインターネット利用実態を踏まえ、各学年で全ての児童生徒に対して情報モラルに関する授業を毎年計画的に実施する(参観日等も利用)。



学校が実施する取組

① いじめの防止	<p>◎ネット上のいじめに対処できる能力や態度の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において1時間行う。 ○教員研修 <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指導力向上のための研修として、携帯電話事業者から講師を招聘し、児童生徒のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。 ○児童会活動 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて考える週間において児童会主催の、児童自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。 ○居場所づくり <ul style="list-style-type: none"> ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
② 早期発見	<p>◎定期的なアンケート調査等の実施による実態把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の実態把握のためのアンケートを定期的に実施し、年2回の個別の教育相談「ハッピータイム」を行う。また、保護者面談を活用し、児童の生活の様子を十分把握して、いじめの早期発見を図る。 ○相談体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 ・担任、養護教諭による定期的な教育相談期間を設定し、何でも話せる雰囲気をつくり、聞き取りを行う。(「ハッピータイム」6月、12月) ○情報共有 <ul style="list-style-type: none"> ・児童の気になる変化や行爲があった場合、5W1Hの記録用紙をつくり、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。 ・月1回の生徒指導連絡会で気になる児童の様子を共通理解する。 ○家庭への啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童の様子を見つめるためのポイントを学級懇談等で伝え、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③ いじめへの対処	<p>◎教職員の組織的な対応と関係機関との連携</p> <p>いじめの発見・通報があった場合には、組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催し、速やかに対応する。また、教育委員会へ報告をし、状況に応じて警察等関係機関へ相談する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめの有無の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。 ○いじめられた児童生徒への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 ○いじめた児童への指導 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。

いじめ問題対策年間計画

令和3年度

内容	職員会議, 対策委員会 等			
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	○職員会議 ・基本方針, 指導計画の確認 ○PTA総会 ・基本方針の説明 職員会議 (生徒指導連絡会)	○学年集会, 学級づくりの取組 (担任)	・必要に応じて教育相談 (生徒指導部) ・学校満足度調査	○発生事案への対処(随時)
5月	◎いじめ対策委員会 職員会議 (生徒指導連絡会)		・学校満足度調査	◎対応手順の共通理解 (対策委員会)
6月	○学校運営協議会 ・いじめ問題に関する意見交換 職員会議 (生徒指導連絡会)	○いじめについて考える週間の取組 (児童会)	◎いじめの実態把握アンケート ◎担任による教育相談 (ハッピータイム)	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処 (生徒指導部)
7月	職員会議 (生徒指導連絡会)	◎非行防止教育 ・少年犯罪について(対象:全校) (新見警察署生活安全課)	◎保護者面談 ・学校満足度調査	
8月	◎職員研修 ・ネットいじめ, SNSについて			
9月	職員会議 (生徒指導連絡会)		・必要に応じて教育相談 (生徒指導部) ・学校満足度調査	・必要に応じて対処 (生徒指導部)
10月	○OPTA研修部主催, 保護者講演会 職員会議 (生徒指導連絡会)		・学校満足度調査	
11月	職員会議 (生徒指導連絡会)	○人権に関する取り組み (人権教育担当)	・学校満足度調査	
12月	職員会議 (生徒指導連絡会)		◎いじめの実態把握アンケート ・必要に応じて教育相談 (生徒指導部) ○担任による教育相談 (ハッピータイム) ◎保護者面談	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処 (生徒指導部)
1月	職員会議 (生徒指導連絡会)	◎情報モラル教育 ・SNSについて(対象:全校)	・学校満足度調査	
2月	○学校運営協議会 ・一年間の取組の反省 職員会議 (生徒指導連絡会)		・学校満足度調査	
3月	◎いじめ対策委員会(校内) ・取組の検証, 基本方針の修正 職員会議 (生徒指導連絡会)		・学校満足度調査	